

平成31年4月24日

人事院における調達近況及び平成31年度調達改善計画

人事院調達改善計画は、人事院が調達する財・サービスの性質に応じた調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる調達改善を実現することを目的とする。

I. 最近の調達の状況

平成30年度上半期（平成30年4月1日から同年9月30日までの期間）において人事院（公務員研修所並びに地方事務局及び沖縄事務所を含む。）が締結した契約の概況は、以下のとおりであった。（なお、以下の分析の対象とする契約には、予定価格がおおむね100万円以下の少額随意契約等*を含まない。）

（1）一般競争契約に関する分析

48件の一般競争契約を予定価格で見ると、1,000万円超が16件、500万円超1,000万円以下が9件であり、23件（48%）は500万円以下の契約であった。このうち財産買入を内容とする一般競争契約では、15件中1,000万円超が4件（この中には厚生労働省等との共同調達（コピー用紙）が含まれる。）、500万円超1,000万円以下が1件であった。一方、工事を含む役務を内容とする33件の一般競争契約では、1,000万円超が12件、500万円超1,000万円以下が8件であり、13件（39%）は500万円以下の契約であった。

人事院における調達は、このように一般競争契約においても規模が小さいものの占める割合が大きく、当然のことながら、受注者が1契約から期待できる利益の規模も小さく、採算性が高くないことが推認される。

また、平成27年度に開始した電子調達システムの電子入札機能を利用し

* 対象に含まれないのは、次に掲げる少額随意契約等である。

ア 予定価格が250万円を超えない工事の契約

イ 予定価格が100万円を超えない財産買入（印刷を含む。）の契約

ウ 予定価格が80万円を超えない物件借入の契約

エ 工事、財産の買入及び物件の借入以外の契約で予定価格が100万円を超えないもの

オ 国の行為を秘密にする必要のある契約

カ 人事院を含む複数官署が当事者である契約（共同調達契約）のうち人事院が実際の契約事務を担当していない契約

た一般競争入札を、平成30年度上半期には5件実施したが、これらの案件における電子入札機能を利用した応札は1件のみで、在来の紙方式による応札が4件という結果であった。

(2) 随意契約に関する分析

76件の随意契約を予定価格で見ると、1,000万円超は1件（後納郵便料（本院））、500万円超1,000万円以下が7件であり、59件（78%）は500万円以下の契約であった。（他に、一律の認可料金によるタクシーの単価契約が9件（12%）あった。）

契約の内容と契約方式とを見ると、財産買入を内容とする11件では、企画競争に基づく随意契約が7件（全て国家公務員採用試験問題集の印刷）、競争性のない随意契約が4件（一般競争入札が不調・不落となった案件2件、新聞購読2件）であった。これに対して、物件借入を内容とする31件は、全てが競争性のない随意契約であったが、そのうち30件は国家公務員採用試験における試験会場等の借用契約で、公募に対して応募を得られなかった案件であった。また、役務を内容とする34件は、企画競争に基づく随意契約が4件（CIO補佐官兼CISOアドバイザー業務の委託、国家公務員採用試験問題集等の版下の作成(3件)）、公募の手續に基づく随意契約が12件（電子複写機の保守管理（2件）、研修の実施委託（1件）、タクシーの単価契約（9件））、競争性のない随意契約が18件（後納郵便料に係る契約11件を含む）公共料金等）であった。

(3) 1者応札（応募）の状況

平成30年度上半期に一般競争、企画競争又は公募の手續に基づいて締結された71件の契約のうち、応札者又は応募者が1者であった契約は33件であった。その内訳は、一般競争（20件）では、財産買入が1件（平成30年版国家公務員給与のてびき等の購入）、役務が19件（うち13件は情報システム関連業務の委託）であった。企画競争（10件）では、財産買入が7件（全て国家公務員採用試験問題集等の印刷）、役務が3件（全て国家公務員採用試験問題集等の版下作成）であった。また、公募は3件全てが役務（うち2件は電子複写機の保守管理）であった。

1者応札の解消に向けて、これまで資格要件の緩和等の措置を講じてきているところであるが、解消にまでは結びついていない状況が続いている。特に情報システムの調達における1者応札の割合は引続き高い傾向にある。

Ⅱ. 平成31年度調達改善計画

上に概観した最近、特に平成30年度上半期における人事院の調達の状況を踏まえ、「人事院が調達する財・サービスの性質に応じた調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上」という調達改善計画の目的を達成するために、平成31年度において調達を実施するに際しては、次の行動に取り組むこととする。

(1) 電子調達の推進

民間事業者を対象とした政府の普及啓発活動の展開も勘案しつつ、原則として電子調達システムを利用しての入札の実施を目指す。

(2) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。

情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織（PMO）及びプロジェクト推進組織（PJMO）主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。

(3) 人事院の行う調達に関する情報を積極的に発信する。

人事院の実施する調達に関する情報が、より多くの潜在的な応札者（応募者）によりの確に届くように、情報提供の方法や質・量を改善する。

- ▶ 入札説明書の取寄せ等調達プロセスにおいて人事院に接触のあった事業者等（障害者就労施設を含む。）から、任意のメール連絡先の登録を受け付け、新規調達案件（地方事務局等による調達を含む。）に係る情報をその都度配信するサービスを継続し、可能な限り拡大する。

(4) 引き続き「1者応札（応募）」解消に向けた取組を推進する。

平成27年度に導入した「1者応札のためのチェックシート」を活用するとともに、効果や試行錯誤を踏まえた見直し・改良を柔軟に行う。また、1者応札（応募）事案に対しては、丁寧に実情の把握を行って、実施可能な改善策を検討する。

(5) 調達公正性・透明性を高める観点から、競争的手続をさらに拡大する。

検討対象である調達件数の43%を占める競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。例えば、調達案件の内容に応じて、

- ▶ 同種の少額調達案件を一括して入札にかけることにより、また、他機関の行う共同調達の機会を最大限に活用することにより、手続の競争性を高めることと併せて、調達経費を節減する。
- ▶ 入札における「競争参加資格（全省庁統一資格）」（「A等級」から「D等級」までの格付け）の設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ許容される限り範囲を幅広に設定してより多くの業者の参加を促すことにより、競争性の確保を図る。（併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようにする。）

なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経ることによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。

(6) 障害者就労施設からの調達を推進する。

障害者就労施設からの調達が可能な案件を他府省の調達情報や取扱い業務の情報をもとに検証し、手続的に適正な競争性は確保した上で、積極的な見積依頼等の働きかけを行い、これら施設からの調達の一層の拡大に努める。

以 上

別添

平成29年度上半期

一般競争(45)	財産買入	物件借入	その他(役務)	
1000 ^万 -	1		13	14
500-1000 ^万	4		8	12
100-500 ^万	7		12	19
	12	0	33	

随意(79)	財産買入	物件借入	その他(役務)	
企画競争	7		4	11
公募			10	10
非競争性	6	31	21	58
	13	31	35	

1者応札(30)	財産買入	物件借入	その他(役務)	
一般競争	2		12	14
企画競争	7		3	10
公募			4	4
	9	0	19	

平成30年度上半期

一般競争(48)	財産買入	物件借入	その他(役務)	
1000 ^万 -	4		12	16
500-1000 ^万	1		8	9
100-500 ^万	10		13	23
	15	0	33	

随意(76)	財産買入	物件借入	その他(役務)	
企画競争	7		4	11
公募			12	12
非競争性	4	31	18	53
	11	31	34	

1者応札(33)	財産買入	物件借入	その他(役務)	
一般競争	1		19	20
企画競争	7		3	10
公募			3	3
	8	0	25	